

社会参加推進センター会報

◆発行・編集
〒732-0822

広島市障害者社会参加推進センター
広島市南区松原町5-1
広島市身体障害者福祉団体連合会内
(TEL082-263-4524・FAX 082-263-9713)
E-MAIL info@hiroshima-shishinren.or.jp
ホームページ http://shishinren.com/

第19回全国障害者スポーツ大会

広島市選手団が決定

第19回全国障害者スポーツ大会の「いきいき茨城ゆめ大会2019」は、「飛べ 羽ばたけ 未来へ」をスローガンに10月12日から14日までの3日間、茨城県内各地で開催されます。

広島市から出場される代表選手は、つぎの方々に決定されました。選手の皆さんは普段の力を出し切って頑張ってください。

(敬称略順不同)

[団長] 向井助三 (公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会会長)

[陸上] 古川芽愛 三木英紀 仲田夏楓
別府礼子 山本律子 角本 翔
廣兼敬吾 西森 元 中岡ちとせ

[水泳] 岡本莉奈 清見文昭 桐井亮輔

[卓球] 濱口鉄舟 原田愛望 北山 歩
田坂美穂 藤田隼人 中本千穂

[フライングディスク]
西山恵子 吉田幸三 岡田誠二
中川虎誠

[ボウリング] 小川真治 新迫敏弘

[聴覚障害者バレーボール男子]
宮田明雄 松岡通浩 古川敦也
木村孝成 谷川潤一郎 内藤誠志
前田初博 菊川真人

[聴覚障害者バレーボール女子]
下田留楓 田邊早紀 藤井美奈子
小田原果蓮 岸 理紗 久保高 茜
岩崎光代 植尾咲岐 岩川琳音

障害者のためのなんでも相談

広島市障害者110番

障害のある人やそのご家族のいろいろな相談に応じるため、常設の相談窓口『障害者の権利相談ダイヤル』を開設しています。

*相続や財産のこと *金融・契約のトラブル

*雇用や勤務条件のこと *生活や教育のこと
*家庭や職場での悩みごと *福祉制度のこと
*障害を理由とする差別に関すること 等

どんな相談でも受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

☆相談ダイヤル 082-537-1777 (FAX 兼用)

☆相談方法など

- ①利用者 広島市内に在住する障害者等
広島市内に在住する障害者に関わりをもつ機関、組織、団体等
- ②相談日 月曜日から金曜日
- ③受付時間 9:00~17:00
- ④相談費用 無料
- ⑤相談方法 電話相談
面接相談 (事前予約が必要)
弁護士による法律相談 (//)
- ⑥面接場所 広島市西区打越町17-27
育成会総合福祉センター
2階相談室
- ⑦対応者 広島市手をつなぐ育成会相談員

平成30年度の相談状況

【相談内容別ダイヤル件数】

相談内容別	年間ダイヤル件数
遺産・相続・後見人	10
年金・税金・サラ金	6
手帳の交付	5
日常生活・教育	67
人間関係	22
雇用・就労	15
自閉症	0
病院・病気・施設	47
福祉制度	5
偏見・差別	14
その他	14
合計	205

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

《施策の基本理念》 社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として、障害者雇用の促進

国・地方公共団体

民間

障害者の任免状況について、再点検結果を公表 (H30.8)

多くの機関において、対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状態であることが明らかになった。

[再点検前 ⇒ 再点検後]

(H29.6.1時点) 実雇用率 不足数

国 2.50% ⇒ 1.17% 2.0人 ⇒ 3,814.5人

地方公共団体 2.40% ⇒ 2.16% 677.0人 ⇒ 4,734.0人

※法定雇用率 2.3% (H30.4～2.5%)

(ただし、都道府県等の教育委員会は 2.2% (H30.4～2.4%))

関係閣僚会議で「基本方針」を決定し、取組を開始 (H30.10)

- ① チェック機能の強化
- ② 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組
- ③ 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大
- ④ 公務員の任用面での対応等

※ 同方針において、引き続き、法的整備を視野に入れた検討を行う旨を表明

対象障害者の不適切計上の再発防止

精神障害者や重度障害者を含めた、障害者雇用の計画的な推進

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保

中小企業における障害者雇用の促進

企業努力の積み重ねにより、障害者雇用は着実に進展

➤ 雇用者数は、15年連続で過去最高を更新 (H20: 32.6万人 ⇒ H30: 53.5万人)

➤ ハローワークにおける障害者の年間就職件数は、9年連続で増加 (H19: 45,565件 ⇒ H29: 97,814件)

精神障害者や中小事業主における障害者雇用に課題

➤ 精神障害者の年間就職件数は増加しているが、雇用者数がまだ少ない

ハローワークにおける精神障害者の就職 4万5千件(障害者全体の半分) ※H29

⇨雇用者数(精神障害者) 6.7万人(障害者全体の1割) ※H30

➤ 精神障害者は、短時間労働者の割合が多い、(3割)

⇨身体障害者 1割、知的障害者 2割 ※H30

➤ 中小企業における障害者雇用が進んでいない

実雇用率: 全体 2.05%

⇨100人以上300人未満 1.91%、45.5人以上100人未満 1.68% ※H30

➤ 報告徴収の規定の新設

➤ 書類保存の義務化

➤ 対象障害者の確認方法の明確化

⇒ 適正実施勧告の規定の新設

➤ 国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化

➤ 「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化

➤ 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化

➤ 週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する

特別給付金の新設

➤ 中小事業主 (300人以下) の認定制度の新設